

令和7年度～令和9年度 神奈川県立横浜栄高等学校 不祥事ゼロプログラム

神奈川県立横浜栄高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として次のとおり「不祥事ゼロプログラム」を定める。

1 実施責任者

不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は、校長及び副校長、教頭、事務長を補助する。

2 目標及び行動計画

神奈川県職員行動指針及び神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針の遵守を通じて公務員としての自覚と倫理意識を醸成する。不祥事防止会議や不祥事防止研修を通じて不祥事防止に対する意識を高め、業務の確認・点検を通じて不祥事の未然防止を図る。

(1) 法令遵守意識の向上(法令の遵守、職務規律の徹底)

ア 目標

法令等を遵守する意識の向上を図り、公務外非行等を防止する。

イ 行動計画

- 全職員は神奈川県職員行動指針、神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針を常に念頭に置いて業務にあたる。
- 校長は全職員と面接を行い、法令順守意識の向上を図る。
- 管理職は不祥事防止研修、職員打合せを通じて法令順守意識の向上を図る。
- 各グループは所掌業務に係る不祥事防止研修を実施し、職員の法令順守意識の向上を図る。

(2) 職場のハラスメント(パワハラ、セクハラ、マタハラ等)の防止

ア 目標

職員の人権尊重の意識を醸成し、職場でのハラスメント行為を未然に防止する。

イ 行動計画

- 管理職は啓発資料等を活用した研修を実施し、意識啓発や未然防止に努める。
- 管理職は職員に対して個別面談での聞き取りを丁寧に行う。

(3) 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

ア 目標

人権を尊重する立場に立った指導を行い、生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を未然に防止する。

イ 行動計画

- 管理職はわいせつ事案根絶に向けた研修を実施し、授業や部活動、教科準備室等の様子を日常的に巡視する。
- 当該グループは教職員等(教育実習生を含む)に対して研修を実施し、当事者意識の醸成を図る。

(4) 体罰、不適切な指導の防止

ア 目標

人権を尊重する立場に立った指導を行い、体罰、不適切指導を未然に防止する。

イ 行動計画

- 管理職は啓発資料等を活用した研修を実施し、授業や部活動の様子を日常的に巡視する。
- 当該グループは教職員等(教育実習生を含む)に対して研修を実施し、当事者意識の醸成を図る。

(5) 入学者選抜業務に係る事故防止

ア 目標

入学者選抜における公平・公正さを意識し、事故のない選抜業務を遂行する。

イ 行動計画

- 管理職は入学者選抜業務が公平・公正に誤りなく行われるよう、採点、点検、照合内容の周知や指導を徹底する。

- 当該職員は事故防止を念頭に入選業務マニュアルを作成し、業務の理解を徹底するための研修を適宜実施する。
- 職員は作業一つひとつの意味を理解し、入選業務マニュアルを遵守する意識を確立する。

(6) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

成績処理・定期試験実施・進路関係書類作成における事故防止を図る。

イ 行動計画

- 当該グループは成績や出欠席に係る入力、点検を適切に実施させ、正確な資料を作成する。
- 当該グループは調査書や推薦書等の進路関係書類を適切に作成させ、正確な資料を作成する。
- 当該グループ・年次は要項等の確認を徹底して行い、生徒の進路に係る出願や推薦等の手続きを遺漏なく行う。

(7) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

ア 目標

個人情報の流出を未然に防止するとともに、公文書の適切な管理に努める。

イ 行動計画

- 管理職は個人情報の取扱いについての遵守事項を明確にするとともに、個人情報等持出し、記録媒体使用等の管理、点検を徹底する。
- 当該グループは情報セキュリティ対策に係る研修を実施し、個人情報の適切な管理のためのパスワード設定や文書の誤廃棄防止等に努める。

(8) 会計事務等の適正執行

ア 目標

私費は生徒・保護者から委託された財産であるという意識を持ち、私費に関わる事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- 管理職は「私費会計事務処理の手引」に沿って、適切に会計処理を行うよう職員を指導する。
- 当該グループは私費の取り扱いについての研修を実施する。
- 私費担当者は年度当初に定めた予算案に基づき、計画的な予算執行を行う。

(9) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標

交通法規の遵守を徹底し、交通事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- 管理職は啓発資料等を用いた研修を実施し、ポスター、標語等の掲示により職員の交通安全に対する意識を高める。
- 当該グループは地区交通安全大会の成果をもとにPTAと連携して交通安全への意識向上を図る。

3 検証

(1) 中間検証

各課題の行動計画について、各年度10月末までの実施状況を確認し、不足している事項については11月に補完措置を講ずる。

(2) 年度末検証

各課題の行動計画に基づいて、各年度末に3月初旬までの実施状況を確認するとともに目標達成についての自己評価を行う。

4 実施結果

3の(2)の最終検証を踏まえて「実施結果」を取りまとめ、検証結果を本校ホームページに掲載する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、不祥事防止会議がこれを行う。